

前回の指摘事項への回答

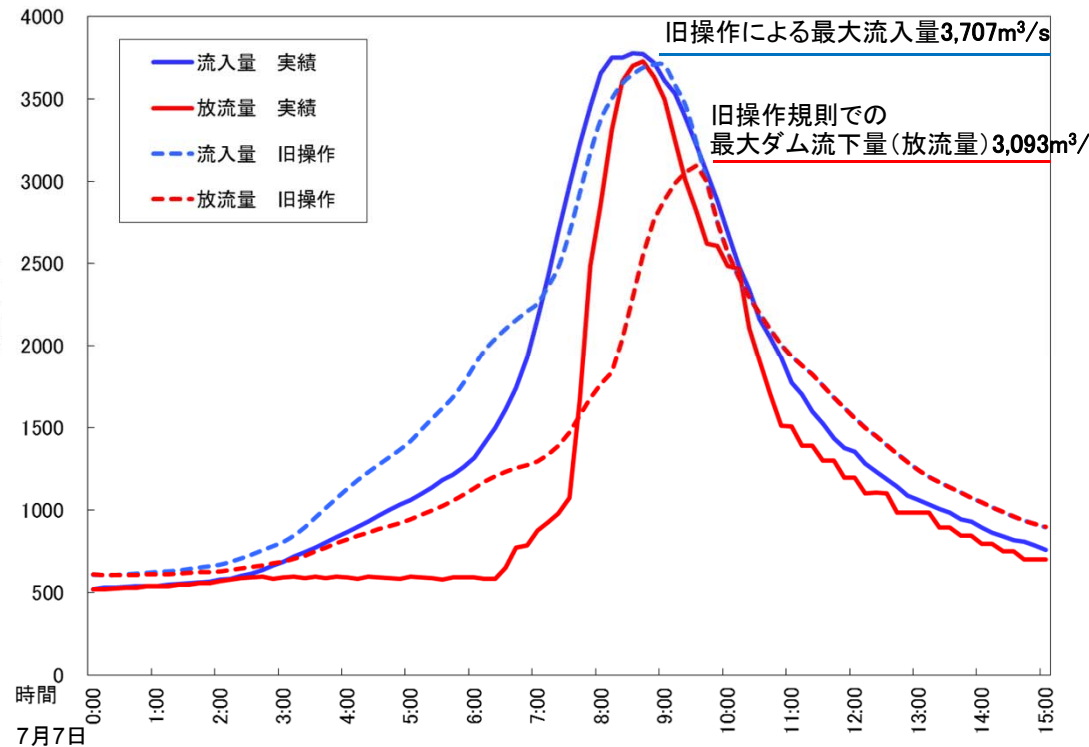
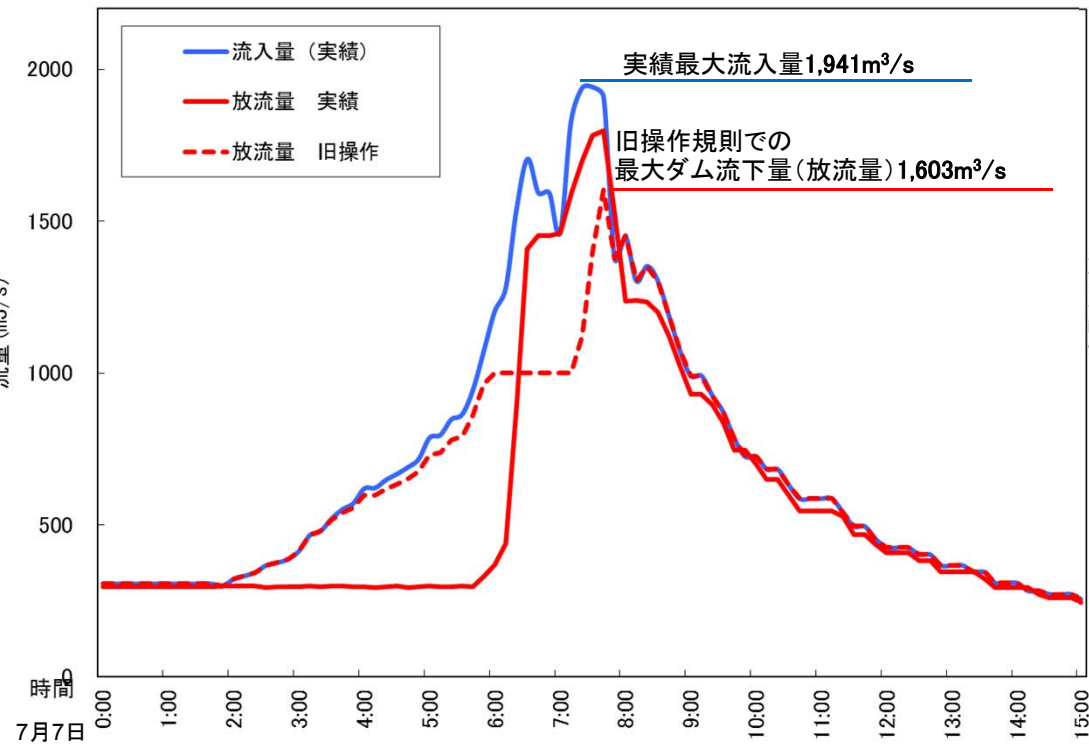
平成30年11月22日
四国地方整備局

旧操作規則に基づいて野村ダム・鹿野川ダムを操作した場合のシミュレーション結果

- 平成30年7月豪雨において、旧操作規則に基づいてダム操作を行った場合のシミュレーションを実施した結果
- 両ダムともに、異常洪水時防災操作に移行。
- 野村ダムでは、最大ダム流下量(放流量)は約1,600m³/sとなる。
- 鹿野川ダムでは、最大ダム流下量(放流量)は約3,100m³/sとなる。

野村ダムの洪水貯留状況

鹿野川ダムの洪水貯留状況



※本シミュレーションは、野村ダムの洪水調節容量を350万m³、鹿野川ダムの洪水調節容量を1,650万m³として実施している。

避難指示(緊急)等の発令について

■災害対策基本法制定の経緯(昭和36年)

・5,000人を超える犠牲者を出した伊勢湾台風(昭和34年)を契機として、**一元的な制度として災害対策基本法**が昭和36年に制定。

《経緯》

・災害対策基本法制定以前は、避難のための住民の立ち退き指示は、**水防法、地すべり等防止法等**に規定。

・**災害の態様や発令の要件、発令権者が様々で事前避難が十分に行えず大きな被害を招いた。**
→上記を踏まえ、**住民に最も身近な市町村長に、災害全般についての避難の勧告又は指示の権限**を与え、事前避難を規定。

※「命を守る水防読本」より一部を抜粋し追記。

災害対策基本法(抜粋)

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 **災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等**に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、**避難のための立退きを指示**することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所を指示することができる。